

議第66号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正
する条例

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改
正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 条第11項」を「第 5 条第10項」に改め、同条第 3 号
中「第 5 条第13項」を「第 5 条第12項」に改め、同条第 4 号及び第 5 号を削
り、同条第 6 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 5 条を削る。

第 6 条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「制限し、又は入
院の承認を取り消す」を「制限する」に改め、同条第 1 号中「かけ,」を
「掛け,」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 2 項を削り、同条第 1 項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として
次の 1 項を加える。

第 2 条第 1 号に掲げる事業に関しセンターを利用する者のうち診察を受
ける者は、健康保険法第76条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣の定める
ところにより算定した額又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第 1
項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定
した額の範囲内において別に定める額の使用料又は手数料を納入しなけれ

ばならない。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

病院としての事業及び補装具製作施設としての事業を廃止する等の必要があるので提案する。